

# 令和7年度 集団指導

◎特定子ども・子育て支援施設等◎

---

練馬区福祉部指導検査担当課保育サービス検査係



# ★ 指導検査の概要

## 目的

施設等利用費の支給（無償化の給付）の適正化を図るため。

## 根拠法令

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条第1項  
練馬区保育所等指導検査実施要綱

## 対象施設等

区から「確認を受けた無償化対象の認可外保育施設、一時預かり事業等  
(以下「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。)

## 検査方法

日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に  
赴き、検査を実施する。

## ★ 実施形態

### ○ 一般指導検査

施設ごとに日程を定め、施設または当該施設を運営する法人等の事務所に赴き実施する。

実施については、区の単独実施、東京都の単独実施、東京都と区の同日実施がある。

### ○ 集団指導

運営に関する基準、指導事項例等について動画配信等の方式により行う。

## ★ 指導検査の流れ

### 1 日程の調整

おおむね1カ月前に電話で日程調整を行います。

### 2 実施通知の送付

日程が決まったらメールで実施通知を送付します。

## ★ 指導検査の流れ

### 3 事前提出書類の提出

検査に当たり、事前にご提出いただく書類があります。  
実施通知のメール到着後**10日以内に**メールまたは郵送でご提出  
ください。

### 4 結果通知の送付

検査終了後、1か月程度で結果通知を郵送します。

## ★ 指導検査の流れ

### 5 改善状況報告書の提出

文書指摘があった場合、結果通知到着後、改善状況報告書を  
1ヶ月以内に提出してください。

また、口頭指導等についても改善してください。

# **指導検査での事例紹介**

# 特定子ども・子育て支援提供証明書 を交付および保存しましょう！

## ○月ぎめ利用等（法定代理受領）

区および保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付し、当該保護者に対し施設等利用費（無償化の給付）の額を通知しなければならない。

## ○一時預かり・スポット利用（償還払）

保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

- ＜特定子ども・子育て支援提供証明書に記載する項目＞
- ・保育を提供した日および時間帯
  - ・保育の内容
  - ・費用の額
  - ・その他保育に必要な事項

### ポイント！

- ◆ 保護者に交付した提供証明書の写しを施設に保存する必要があります。
- ◆ 保存年限は5年間です。

# 領収書は利用料と特定費用の額を区分して記載しましょう！

利用料および特定費用の支払を受ける際、その保護者に対し、  
領収証を交付しなければならない。

領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

- ・特定費用の支払のみを受ける場合は、区分して記載する必要はありません。
- ・振込や口座引き落とし等で支払いを受ける場合であっても、希望する保護者には領収書を交付する必要があります。

ポイント！

- ◆ 集金袋を使用している場合は、当該年度終了時に原本を保護者に渡しましょう。その際に、施設にはコピーを取っておくのを忘れないようにしましょう。

## 避難・消火訓練を毎月実施しましょう！

- ▶ 避難・消火訓練はどちらも月1回以上実施してください。
- ▶ 図上訓練は避難訓練には当たりません。  
必ず避難行動を伴った訓練を行うようにしてください。
- ▶ 消火器の場所や使い方の確認等は、消火訓練には当たりません。  
必ず消火行動を伴う実地訓練を行うようにしてください。
- ▶ 不審者訓練は、非常災害に対する訓練とはなりません。  
別に、避難・消火訓練の実施が必要となりますのでご注意ください。

## 利用者への情報提供を行いましょう！

施設において提供する保育サービスの内容を、施設内の利用者の見やすい場所に掲示する必要があります。

掲示している項目が不足している場合もありますので、改めて確認を行いましょう。

### ポイント！

- ・令和6年度から「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」への情報掲載も必要となります。

## 認可外保育施設等

- ・設置者の氏名または名称  
および施設の管理者の氏名
- ・建物、その他の設備の規模  
および構造
- ・施設の名称および所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容および  
当該サービスの提供につき利用者が  
支払うべき額に関する事項ならびに  
これらの事項に変更が生じたことが  
ある場合にあっては当該変更のうち  
直近のものの内容および理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数または  
その予定
- ・職員に対する研修の受講状況
- ・保育する乳幼児について契約している  
保険の種類、保険事故および保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地  
および提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・設置者が過去に業務停止命令または施  
設閉鎖命令を受けたか否かの別  
(受けたことがある場合には、その命令  
の内容を含む。)

## 認証保育所

- (1) 設置者の氏名または名称および所在地
- (2) 認証保育所の名称および所在地
- (3) 建物その他の設備の規模および構造
- (4) 認証保育所の開設年月日
- (5) 開所時間
- (6) 提供するサービスの内容および保育料等ならびにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては、当該変更のうち直近のものの内容およびその理由
- (7) 年齢別の定員
- (8) 保育士その他の職員の配置数
- (9) 保育する乳幼児について契約している保険の種類、保険事故および保険金額
- (10) 提携している医療機関の名称、所在地および提携内容
- (11) 緊急時等における対応方法
- (12) 非常災害対策
- (13) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (14) 設置者が過去に事業停止命令または施設閉鎖命令を受けたか否かの別  
(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)

**食事中の事故防止対策を徹底しよう！**

## ★食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ① ゆっくり、落ち着いて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングにする。
- ② 子どもの口に合った量にする。  
(一回で多くの量を詰めすぎない。)
- ③ 食べ物を飲み込んだことを確認する。  
(口の中に残っていないか注意する。)

気を付けたい食品

リンゴ、梨

★加熱しましょう！

提供を控えた方が  
良い食品

ミニトマト  
ブドウ  
白玉  
節分の豆

## ★食事の介助をする際に注意すべきポイント

- ④ 汁物、お茶などの水分を適切にとれるようにする。
- ⑤ 食事の提供中に驚かせない。
- ⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ⑦ 正しく座っているか注意する。

ゆったりとした  
気持ちで、楽しく  
食べたいですね。

# ★ 事故情報データベースの紹介

こども家庭庁HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database>

こどもまんなか  
こども家庭庁 ホーム こどものみなさんへ こどもの相談窓口 子育て中の皆さんへ Global Site 検索 メニュー

ホーム > 政策 > こどもの安全 > 教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組 > 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

## 特定教育・保育施設等における事故情報データベース

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日 こ成安第142号、5教参字第30号）等に基づき、こども家庭庁・文部科学省に報告のあった事故の情報について集約・データベース化を行い、公表しています。

※事故の概要、要因分析欄等各欄の記載は、事故の報告を行った自治体によるものです。

※個別の事故情報についてのお問い合わせには応じておりません。

※データを活用しやすくするため、平成29年度から様式変更を行っております。

# これからも安全安心な保育のために・・・

## ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの  
入力・送信をもって  
終了です！  
忘れずに～！！



### 受講報告兼アンケートについて

受講報告兼アンケートは、Logoフォームでの回答となります。  
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出〆切：令和8年3月31日（火）必着